

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住所

氏名

議案第 1 1 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所

氏 名

議案第12号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年矢巾町条例第10号）、矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町条例第1号）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(扶養手当)</u> 第9条 [略] 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)</u> <u>(2) [略]</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) [略]</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6) [略]</u> 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 [新設] <u>第9条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければな</u></p>	<p><u>(扶養手当)</u> 第9条 [略] 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 [削除] <u>(1) [略]</u> <u>(2) [略]</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) [略]</u> <u>(5) [略]</u> 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「<u>扶養親族たる子</u>」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> [削除]</p>

らない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があ
る場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶
養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当す
る扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経
過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除
く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある
場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前
項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に
同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の
属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日
の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職
し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は
死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規
定による届出に係る者の全てが扶養親族としての要件を欠くに
至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これら
の日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をも
って終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の
規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過
した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌
月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から
行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合
においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が
月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を
改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じ
た場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる
事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定に

よる届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第10条 [略]

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 [略]

(通勤手当)

第10条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項まで「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項まで「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤

(地域手当)

第10条 [略]

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

[削除]

[削除]

3 [略]

(通勤手当)

第10条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項まで「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤

に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））

(2) [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が45,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の

に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）

(2) [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の

特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) [略]

[新設]

4 [略]

特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) [略]

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 [略]

5 〔略〕

6 〔略〕

7 〔略〕

(単身赴任手当)

第10条の3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2～4 〔略〕

(期末手当)

第18条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 〔略〕

(勤勉手当)

第19条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める

6 〔略〕

7 〔略〕

8 〔略〕

(単身赴任手当)

第10条の3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2～4 〔略〕

(期末手当)

第18条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 〔略〕

(勤勉手当)

第19条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める

基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 〔略〕

(管理職員特別勤務手当)

第21条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 〔略〕

(管理職員特別勤務手当)

第21条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項で規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) [略]

4 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第21条の3 第5条第3項から第10項まで、第9条、第9条の2、第10条の3、第10条の4及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第9条、第9条の2、第10条の3、第10条の4及び第20条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

3 [略]

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	335,000
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	336,900
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	338,700
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	340,500
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	342,200
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	343,900
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	345,500
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	347,200
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	348,800
10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	350,500	

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) [略]

4 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第21条の3 第5条第3項から第10項まで、第9条、第10条の3及び第10条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第9条、第10条の3、第10条の4及び第20条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

3 [略]

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	368,000	422,700
10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	369,600	424,200	

員
以
外
の
職
員

11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	352,100
12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	353,700
13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	355,200
14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	356,900
15	204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	358,500
16	206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	360,100
17	207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	361,700
18	209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	363,500
19	210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	365,000
20	212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	366,600
21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	368,000
22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	369,600
23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	371,200
24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	372,700
25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	374,600
26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	376,500
27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	378,400
28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	380,200
29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	381,700
30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	383,500
31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	385,200
32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	386,800
33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	388,500
34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	389,900
35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	391,300
36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	392,700
37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	394,100
38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	395,300
39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	396,500
40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	397,500
41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	398,600
42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	399,800

員
以
外
の
職
員

11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	371,200	425,700
12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	372,700	427,200
13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	374,600	428,700
14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	376,500	430,000
15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	378,400	431,300
16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	380,200	432,500
17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	381,700	433,700
18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	383,500	435,000
19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	385,200	436,300
20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	386,800	437,500
21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	388,500	438,700
22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	389,900	439,500
23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	391,300	440,300
24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	392,700	441,100
25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	394,100	441,700
26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	395,300	442,300
27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	396,500	442,900
28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	397,500	443,500
29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	398,600	444,200
30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	399,800	445,000
31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	400,900	445,400
32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	402,000	446,100
33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	402,700	446,600
34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	403,400	447,000
35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	404,100	447,400
36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	404,800	447,800
37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	405,400	448,200
38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	406,000	448,600
39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	406,500	449,000
40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	406,900	449,300
41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	407,300	449,600
42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	407,500	450,000

43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	400,900
44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	402,000
45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	402,700
46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	403,400
47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	404,100
48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	404,800
49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	405,400
50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	406,000
51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	406,500
52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	406,900
53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	407,300
54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	407,500
55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	407,800
56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	408,100
57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	408,400
58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	408,700
59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	409,000
60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	409,300
61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	409,500
62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	409,800
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	410,100
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	410,400
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	410,600
66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	410,900
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	411,200
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	411,500
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	411,700
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	412,000
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	412,300
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	412,500
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	412,700
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	413,000

43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	407,800	450,300
44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	408,100	450,600
45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	408,400	450,900
46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	408,700	
47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	409,000	
48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	409,300	
49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	409,500	
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	409,800	
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	410,100	
52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	410,400	
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	410,600	
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	410,900	
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	411,200	
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	411,500	
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	411,700	
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	412,000	
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	412,300	
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	412,500	
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	412,700	
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	413,000	
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	413,300	
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	413,500	
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	413,700	
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	414,000	
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	414,300	
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	414,500	
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	414,700	
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	415,000	
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	415,300	
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	415,500	
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	415,700	
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>		

75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	413,300
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	413,500
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	413,700
78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	414,000
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	414,300
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	414,500
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	414,700
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	415,000
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	415,300
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	415,500
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	415,700
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
94		299,400	<u>347,400</u>			
95		299,700	<u>347,800</u>			
96		300,100	<u>348,200</u>			
97		300,300	<u>348,400</u>			
98		300,600	<u>348,800</u>			
99		301,000	<u>349,200</u>			
100		301,400	<u>349,500</u>			
101		301,600	<u>349,800</u>			
102		301,900	<u>350,200</u>			
103		302,200	<u>350,600</u>			
104		302,500	<u>351,000</u>			
105		302,700	<u>351,500</u>			
106		303,000	<u>351,900</u>			

75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>			
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>			
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>			
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>			
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>			
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>			
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>			
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>			
94		299,400	<u>348,800</u>			
95		299,700	<u>349,200</u>			
96		300,100	<u>349,500</u>			
97		300,300	<u>349,800</u>			
98		300,600	<u>350,200</u>			
99		301,000	<u>350,600</u>			
100		301,400	<u>351,000</u>			
101		301,600	<u>351,500</u>			
102		301,900	<u>351,900</u>			
103		302,200	<u>352,300</u>			
104		302,500	<u>352,700</u>			
105		302,700	<u>353,200</u>			
106		303,000	<u>353,600</u>			

107	303,300	<u>352,300</u>		
108	303,600	<u>352,700</u>		
109	303,800	<u>353,200</u>		
110	304,200	<u>353,600</u>		
111	304,600	<u>353,900</u>		
112	304,900	<u>354,200</u>		
113	305,100	<u>354,700</u>		
114	305,300			
115	305,600			
116	306,000			
117	306,200			
118	306,400			
119	306,700			
120	307,000			
121	307,400			
122	307,600			
123	307,900			
124	308,200			
125	308,500			
定年前再任用短時間勤務職	〔略〕			

107	303,300	<u>353,900</u>		
108	303,600	<u>354,200</u>		
109	303,800	<u>354,700</u>		
110	304,200			
111	304,600			
112	304,900			
113	305,100			
114	305,300			
115	305,600			
116	306,000			
117	306,200			
118	306,400			
119	306,700			
120	307,000			
121	307,400			
122	307,600			
123	307,900			
124	308,200			
125	308,500			
定年前再任用短時間勤務職	〔略〕			

員

備考〔略〕

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	207,700	240,600	<u>277,600</u>	<u>293,000</u>
	2	209,600	242,800	<u>278,700</u>	<u>293,600</u>
	3	211,400	245,000	<u>279,800</u>	<u>294,200</u>
	4	213,100	247,200	<u>280,800</u>	<u>294,700</u>
	5	214,800	249,400	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>
	6	216,700	250,400	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>
	7	218,500	251,300	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>
	8	220,200	252,200	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>
	9	221,900	253,100	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>
	10	223,900	254,300	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>
	11	225,800	255,400	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>
	12	227,700	256,300	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>
	13	229,600	257,100	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>
	14	231,600	257,800	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>
	15	233,600	258,500	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>
	16	235,600	259,400	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>
	17	237,600	260,500	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>
	18	239,600	261,600	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>
	19	241,700	262,700	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>
	20	243,700	263,800	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>
	21	245,600	264,900	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>
	22	246,800	266,000	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>
23	248,000	267,100	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	

員

備考〔略〕

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	207,700	240,600	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>
	2	209,600	242,800	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>
	3	211,400	245,000	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>
	4	213,100	247,200	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>
	5	214,800	249,400	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>
	6	216,700	250,400	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>
	7	218,500	251,300	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>
	8	220,200	252,200	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>
	9	221,900	253,100	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>
	10	223,900	254,300	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>
	11	225,800	255,400	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>
	12	227,700	256,300	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>
	13	229,600	257,100	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>
	14	231,600	257,800	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>
	15	233,600	258,500	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>
	16	235,600	259,400	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>
	17	237,600	260,500	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>
	18	239,600	261,600	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>
	19	241,700	262,700	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>
	20	243,700	263,800	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>
	21	245,600	264,900	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>
	22	246,800	266,000	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>
23	248,000	267,100	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	

24	249,100	268,200	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>
25	250,200	269,200	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>
26	251,100	270,300	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>
27	252,000	271,400	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>
28	252,900	272,400	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>
29	253,700	273,400	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>
30	254,500	274,100	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>
31	255,200	274,800	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>
32	255,900	275,500	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>
33	256,700	276,200	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>
34	257,500	276,800	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>
35	258,300	277,300	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>
36	259,000	277,800	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>
37	259,700	278,300	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>
38	260,600	278,900	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>
39	261,500	279,400	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>
40	262,300	279,900	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>
41	263,100	280,300	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>
42	264,000	280,800	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>
43	264,800	281,300	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>
44	265,600	281,800	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>
45	266,400	282,300	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>
46	267,100	282,800	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>
47	267,800	283,300	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>
48	268,400	283,800	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>
49	269,000	284,300	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>
50	269,500	284,800	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>
51	270,000	285,300	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>
52	270,400	285,800	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>
53	270,800	286,300	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>
54	271,300	286,800	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>
55	271,800	287,300	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>

24	249,100	268,200	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>
25	250,200	269,200	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>
26	251,100	270,300	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>
27	252,000	271,400	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>
28	252,900	272,400	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>
29	253,700	273,400	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>
30	254,500	274,100	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>
31	255,200	274,800	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>
32	255,900	275,500	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>
33	256,700	276,200	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>
34	257,500	276,800	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>
35	258,300	277,300	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>
36	259,000	277,800	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>
37	259,700	278,300	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>
38	260,600	278,900	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>
39	261,500	279,400	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>
40	262,300	279,900	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>
41	263,100	280,300	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>
42	264,000	280,800	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>
43	264,800	281,300	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>
44	265,600	281,800	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>
45	266,400	282,300	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>
46	267,100	282,800	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>
47	267,800	283,300	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>
48	268,400	283,800	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>
49	269,000	284,300	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>
50	269,500	284,800	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>
51	270,000	285,300	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>
52	270,400	285,800	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>
53	270,800	286,300	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>
54	271,300	286,800	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>
55	271,800	287,300	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>

56	272,200	287,800	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>
57	272,600	288,300	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>
58	273,000	289,100	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>
59	273,400	289,900	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>
60	273,800	290,600	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>
61	274,200	291,300	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>
62	274,600	292,200	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>
63	275,000	293,100	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>
64	275,400	293,900	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>
65	275,800	294,700	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>
66	276,200	295,600	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>
67	276,600	296,400	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>
68	277,000	297,200	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>
69	277,400	298,000	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>
70	277,900	298,900	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>
71	278,400	299,800	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>
72	278,800	300,700	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>
73	279,200	301,600	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>
74	279,800	302,500	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>
75	280,400	303,400	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>
76	280,900	304,300	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>
77	281,400	305,100	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>
78	282,000	306,100	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>
79	282,600	307,100	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>
80	283,100	308,000	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>
81	283,600	308,500	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>
82	284,100	309,400	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>
83	284,600	310,300	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>
84	285,100	311,100	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>
85	285,600	311,900	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>
86	286,100	312,900	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>
87	286,600	313,900	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>

56	272,200	287,800	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>
57	272,600	288,300	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>
58	273,000	289,100	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>
59	273,400	289,900	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>
60	273,800	290,600	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>
61	274,200	291,300	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>
62	274,600	292,200	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>
63	275,000	293,100	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>
64	275,400	293,900	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>
65	275,800	294,700	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>
66	276,200	295,600	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>
67	276,600	296,400	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>
68	277,000	297,200	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>
69	277,400	298,000	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>
70	277,900	298,900	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>
71	278,400	299,800	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>
72	278,800	300,700	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>
73	279,200	301,600	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>
74	279,800	302,500	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>
75	280,400	303,400	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>
76	280,900	304,300	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>
77	281,400	305,100	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>
78	282,000	306,100	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>
79	282,600	307,100	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>
80	283,100	308,000	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>
81	283,600	308,500	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>
82	284,100	309,400	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>
83	284,600	310,300	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>
84	285,100	311,100	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>
85	285,600	311,900	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>
86	286,100	312,900	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>
87	286,600	313,900	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>

88	287,100	314,900	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>
89	287,600	315,800	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>
90	288,100	316,900	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>
91	288,600	317,900	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>
92	289,100	318,900	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>
93	289,600	319,700	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>
94	290,200	320,400	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>
95	290,800	321,100	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>
96	291,400	321,700	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>
97	292,000	322,200	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>
98	292,500	322,500	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>
99	293,000	323,100	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>
100	293,500	323,700	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>
101	294,000	324,100	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>
102	294,500	324,700	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>
103	295,000	325,300	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>
104	295,400	325,800	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>
105	295,800	326,200	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>
106	296,300	326,700	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>
107	296,800	327,200	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>
108	297,100	327,700	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>
109	297,300	328,100	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>
110	297,600	328,500	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>
111	297,800	328,800	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>
112	298,100	329,100	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>
113	298,400	329,400	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>
114	298,600	329,800	<u>362,600</u>	
115	298,900	330,100	<u>363,100</u>	
116	299,100	330,400	<u>363,500</u>	
117	299,400	330,600	<u>363,900</u>	
118	299,700	330,900	<u>364,300</u>	
119	300,000	331,200	<u>364,800</u>	

88	287,100	314,900	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>
89	287,600	315,800	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>
90	288,100	316,900	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>
91	288,600	317,900	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>
92	289,100	318,900	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>
93	289,600	319,700	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>
94	290,200	320,400	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>
95	290,800	321,100	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>
96	291,400	321,700	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>
97	292,000	322,200	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>
98	292,500	322,500	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>
99	293,000	323,100	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>
100	293,500	323,700	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>
101	294,000	324,100	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>
102	294,500	324,700	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>
103	295,000	325,300	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>
104	295,400	325,800	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>
105	295,800	326,200	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>
106	296,300	326,700	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>
107	296,800	327,200	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>
108	297,100	327,700	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>
109	297,300	328,100	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>
110	297,600	328,500	<u>362,600</u>	
111	297,800	328,800	<u>363,100</u>	
112	298,100	329,100	<u>363,500</u>	
113	298,400	329,400	<u>363,900</u>	
114	298,600	329,800	<u>364,300</u>	
115	298,900	330,100	<u>364,800</u>	
116	299,100	330,400	<u>365,300</u>	
117	299,400	330,600	<u>365,700</u>	
118	299,700	330,900	<u>366,200</u>	
119	300,000	331,200	<u>366,700</u>	

120	300,300	331,400	<u>365,300</u>
121	300,600	331,600	<u>365,700</u>
122	301,000	331,900	<u>366,200</u>
123	301,300	332,200	<u>366,700</u>
124	301,600	332,500	<u>367,200</u>
125	301,800	332,700	<u>367,500</u>
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	

120	300,300	331,400	<u>367,200</u>
121	300,600	331,600	<u>367,500</u>
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	

152	309,600	342,000		
153	310,000	342,300		
154	310,200			
155	310,400			
156	310,700			
157	311,000			
158	311,300			
159	311,600			
160	311,900			
161	312,300			
162	312,600			
163	312,900			
164	313,200			
165	313,600			
166	313,900			
167	314,200			
168	314,500			
169	314,900			
定年前再任用短時間勤務職員	<u>236,100</u>	<u>256,400</u>	<u>263,600</u>	<u>273,800</u>

備考 [略]

152	309,600	342,000		
153	310,000	342,300		
154	310,200			
155	310,400			
156	310,700			
157	311,000			
158	311,300			
159	311,600			
160	311,900			
161	312,300			
162	312,600			
163	312,900			
164	313,200			
165	313,600			
166	313,900			
167	314,200			
168	314,500			
169	314,900			
定年前再任用短時間勤務職員	<u>239,700</u>	<u>260,200</u>	<u>267,500</u>	<u>277,900</u>

備考 [略]

別表第3 等級別基準職務表（第4条関係）

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
〔略〕	
6級	(1) 課長又は事務局等の長の職務 (2) 会計管理者の職務

別表第3 等級別基準職務表（第4条関係）

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
〔略〕	
6級	(1) 課長又は事務局等の長の職務 (2) 会計管理者の職務
7級	特に困難な業務を処理する課長又は事務局等の長の職務

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第5条 管理職員特別勤務手当は、前条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等をいう。以下同じ。）において勤務した場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給する。</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p>	<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第5条 管理職員特別勤務手当は、前条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等をいう。以下同じ。）において勤務をした場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）にあって正規の勤務時間以外に勤務をした場合に支給する。</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>（1）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p>

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3)～(5) [略]

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

[新設]

(住居手当)

第6条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で配偶者が居住するための住宅（事業管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして事業管理者が定めるもの

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の2 第6条、第6条の2、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3)～(5) [略]

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(住居手当)

第6条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。第7条の2及び第17条において同じ。）が居住するための住宅（事業管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして事業管理者が定めるもの

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の2 第6条、第6条の2、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。

(矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																						
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 <u>第2項の規定による職務の級の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号。次項において「給与条例」という。)第4条、第5条、第8条から第10条まで、第10条の4、第13条から第19条まで、第21条及び第21条の2の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第18条第2項</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の170</td> </tr> <tr> <td>100分の127.5</td> <td>100分の175</td> </tr> </tbody> </table>			読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]	[略]	[略]	第18条第2項	100分の122.5	100分の170	100分の127.5	100分の175	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[削除]</p> <p>4 <u>第2項の規定による職務の級の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号。次項において「給与条例」という。)第4条、第5条、第8条から第10条まで、第10条の4、第13条から第18条まで、第21条及び第21条の2の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第18条第2項</td> <td>100分の125</td> <td>100分の172.5</td> </tr> </tbody> </table>			読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]	[略]	[略]	第18条第2項	100分の125	100分の172.5
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
[略]	[略]	[略]																							
第18条第2項	100分の122.5	100分の170																							
	100分の127.5	100分の175																							
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
[略]	[略]	[略]																							
第18条第2項	100分の125	100分の172.5																							
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。																									

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年矢巾町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第4条 〔略〕 2～5 〔略〕</p> <p>6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項及び第6項から第10項まで、第9条、<u>第9条の2</u>、<u>第10条の3</u>、<u>第10条の4</u>並びに<u>第20条</u>並びに新給与条例第5条第4項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 〔略〕 （企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第6条の2、第7条の2、<u>第9条</u>及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附 則 （一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第4条 〔略〕 2～5 〔略〕</p> <p>6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項及び第6項から第10項まで、第9条、第10条の3 <u>並びに第10条の4</u>並びに新給与条例第5条第4項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 〔略〕 （企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第6条の2、第7条の2及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の矢巾町一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の矢巾町一般職の職員の給与に関する条例(第6項において「改正後の給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度身体障害者」とあるのは

「(5) 重度身体障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事業にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度身体障害者」とあるのは

「(5) 重度身体障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事業にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この前段の地域手当の級地は、規則で定める。

- 7 前項前段の規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号)附則第7条第1項に規定する人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合との均衡を失しないよう定めるものす

る。

(その他の経過措置の規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第2項関係)

別表第1及び別表第2の給与表の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8

25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40

57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		

89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第13号

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料以外の給与及び支給額等)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(給料以外の給与及び支給額等)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 〔略〕</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員</u>が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 〔略〕 （介護休暇）</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 〔略〕</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 〔略〕 （介護休暇）</p>

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 〔略〕

第17条 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 〔略〕

第17条 〔略〕

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則に定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第15号

矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例（平成19年矢巾町条例第16号）
の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例（平成19年矢巾町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設)</p> <p>第2条 自由通路等は、次の施設により構成する。</p> <p>(1) 矢幅駅東西自由通路</p> <p>(2) インフォメーションコーナー</p> <p>(3) 多目的ホール</p> <p>[新設]</p>	<p>(矢幅駅地域交流センター)</p> <p>第2条 矢幅駅地域交流センターは、次の施設により構成する。</p> <p>[削除]</p> <p>(1) インフォメーションコーナー</p> <p>(2) 多目的ホール</p> <p>(使用時間)</p> <p>第2条の2 自由通路等を使用することのできる時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、矢幅駅東西自由通路の通行については適用しない。</p>

別表（第9条関係）

施設名	区分	単位	使用料		
矢幅駅東西自由通路	はり紙、はり札その他 広告物を表示する場合	1平方メートルにつき1日	20円		
インフォメーションコーナー	はり紙、はり札その他 広告物を表示する場合	1平方メートルにつき1日	20円		
多目的ホール	はり紙、はり札その他 広告物を表示する場合	1平方メートルにつき	20円		
			展示会、集会及び興行 等する場合	8時30分から 12時まで	10円
				12時から17時 まで	10円
				17時から21時 30分まで	10円

備考

- 1 利用面積又は広告物の表示面積が1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとして計算する。ただし、あらかじめ町長が指定した区域については、設置区域の面積に応じて計算するものとする。
- 2 広告を掲示する場合で、公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるものは掲示できないものとする。
- 3 広告物を掲示する場所は、あらかじめ町長が指定した場所とする。
- 4 この表に定める使用時間以外にやむを得ず使用する場合は、次の使用料の額を時間計算によって算出した額（円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額）とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数がある場合は、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 - (1) 使用時間が午前8時30分前の場合には、8時30分から12時までの使用料の額
 - (2) 21時30分以降の場合には、17時から21時30分までの使用料の額

別表（第9条関係）

施設	目的	単位	使用料	
			1時間までごとに	1日までごとに
矢幅駅東西自由通路	ポスター、その他広告物の掲示	1枚		30円
	募金、配布、署名活動、演奏等での利用で料金等を徴取しない場合	1区画	100円	1,000円
	物品の販売その他の商行為での利用（1階に限る。）	1区画	200円	2,000円
インフォメーションコーナー	ポスター、その他広告物の掲示	1枚		30円
多目的ホール	展示、集会、演奏等での利用で料金等を徴取しない場合	1平方メートル	100円	1,000円
	展示、集会、演奏等での利用で料金等を徴取する場合又は物品の販売その他の商行為での利用	1平方メートル	200円	2,000円

備考

- 1 掲示することができるポスター、その他広告物は、次のとおりとする。
 - (1) 大きさ 日本産業規格A1判までのもの
 - (2) 内容 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのないもの
 - (3) 掲示場所 あらかじめ町長が指定した掲示板
- 2 目的欄の料金等とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金とする。
- 3 単位欄の1区画とは、6平方メートルとする。
- 4 許可された使用日時を超えたとき又は第2条の2で定める使用時間外において使用するときの使用料は、その超えた日数1日又は時間1時間につき、この表の使用料の額の1.5倍に相当する額とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに破線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の規定は、令和7年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第16号

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾
町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3）～（5）〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第29条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）・（2）〔略〕</p> <p>（3）満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4）満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3）～（5）〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第29条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）・（2）〔略〕</p> <p>（3）満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4）満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 〔略〕</p>

(職員)

第31条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

(職員)

第44条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1つの保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

(職員)

第47条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1つの保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)

(職員)

第31条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

(職員)

第44条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1つの保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

(職員)

第47条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1つの保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
3 [略]

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
3 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部を改正する条例について

矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例（平成28年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部を改正する条例

矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例（平成28年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設)</p> <p>第3条 駅前広場に次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 駅前広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3)</u> <u>前2号</u>に掲げるもののほか、駅前広場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 <u>バス乗降場又はタクシー待機場</u>を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。この場合において、<u>許可</u>を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 駅前広場に次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 歩行者用通路</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(使用時間)</u></p> <p><u>第3条の2 駅前広場を使用することのできる時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 駅前広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 許可を受けないで、物品の販売その他の商行為等をする</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(4) 許可を受けないで、はり紙、はり札、貼り札類、捨て看板、立て看板類、のぼり旗を表示、掲示又は設置すること。</u></p> <p><u>(5) 寝泊まりすること。</u></p> <p><u>(6) 前5号</u>に掲げるもののほか、駅前広場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 <u>駅前広場の一部</u>を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。この場合において、<u>第3条第1号及び第2号に規定するバス乗降場及びタクシー待機場の使用の許可</u>を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

(1)・(2) 〔略〕

2 〔略〕

(占用料)

第10条 町長は、占用者から、別表に定める占用料を徴収する。

〔新設〕

2 〔略〕

3 〔略〕

(使用料)

第11条 町長は、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

〔新設〕

2 〔略〕

3 〔略〕

2 〔略〕

(占用料)

第10条 町長は、占用者から、次項に定める占用料を徴収する。

2 占用料の額は、矢巾町道路占用料に関する条例第2条の規定を準用する。

3 〔略〕

4 〔略〕

(使用料)

第11条 町長は、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項に規定する使用料は、許可の際に徴収する。

3 〔略〕

4 〔略〕

別表（第10条、第11条関係）

	種別	金額
占用料	第5条各号に掲げる工作物、物件又は施設	矢巾町道路占用料に関する条例別表に定めるところによる。
使用料	タクシー待機場	タクシー1台1年につき9,600円
備考	使用料を算定する場合において1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。	

別表（第11条関係）

施設	目的	単位	使用料		
			1時間までごとに	1日までごとに	1月までごとに
タクシー待機場		1台			800円
歩行者用通路 (歩行者の通行を阻害しない使用に限る。)	募金、配布、署名活動、演奏等での利用で料金等を徴取しない場合	1区画	100円	1,000円	
	展示、集会、演奏等での利用で料金等を徴取する場合又は物品の販売その他の商行為での利用	1区画	200円	2,000円	
備考					
1 目的欄の料金等とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金とする。					
2 単位欄の1区画とは、6平方メートルとする。					
3 許可された使用日時を超えたときの使用料は、その超えた日数1日又は時間1時間につき、この表の使用料の額の1.5倍に相当する額とする。					

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに破線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の規定は、令和7年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第18号

盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地区画整理事業施行条例を廃止する
条例について

盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地区画整理事業施行条例（平成18年矢巾町条例第3号）を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地区画整理事業施行条例（平成18年矢巾町条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

別 紙

道路の廃止に伴う必要事項

(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	1418	北川2号線	広宮沢第11地割194番地先	広宮沢第11地割195番1地先	244.0
2	1478	田中新川線	南矢幅第9地割76番1地先	南矢幅第11地割55番3地先	643.2
3	1666	上金屋2号線	室岡第12地割94番地先内	室岡第12地割94番地先内	19.6
4	2677	下花立1号線	南矢幅第9地割165番地先	又兵エ新田第9地割44番地先	490.2
				合計	1,397.0

議案第20号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の道路を町道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和7年2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

別 紙

道路の認定に伴う必要事項

(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	2816	北川2号線	広宮沢第11地割196番2地先内	広宮沢第11地割196番2地先内	215.4
2	2817	田中26号線	南矢幅第9地割123番4地先	南矢幅第9地割122番2地先	14.2
3	2818	田中27号線	南矢幅第9地割122番2地先	南矢幅第9地割165番地先	157.2
4	2819	田中28号線	南矢幅第9地割165番地先	又兵衛新田第9地割114番地先	303.7
5	2820	田中29号線	南矢幅第9地割187番地先内	南矢幅第9地割187番地先内	217.7
6	2821	田中30号線	南矢幅第10地割91番地先	南矢幅第11地割365番地先	413.7
7	2822	下花立16号線	南矢幅第11地割8番110地先内	南矢幅第11地割8番110地先内	75.9
				合計	1,397.8